

防災重点農業用ため池の防災・減災対策の 施行状況の点検・検証について

農林水産省農村振興局整備部防災課
防災・減災対策室長 菊池 隆之

1. 農業用ため池を巡る現状

農業用ため池は全国に約 15 万か所存在しており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本を中心に、特に瀬戸内地域に約 5 割分布しています。また、築造年代は約 7 割が江戸時代以前もしくは不明という状況です。
(図-1、表-1参照)

所有者については、図-2に示すとおり、集落・個人等が所有しているものが約48%、地

方自治体が所有しているものが29%、所有者不明が15%で約22,000か所あります。一方、管理は、集落・個人等で管理されているものが56%、水利組合・土地改良区等が21%、地方自治体が13%となっており、全体の9割は管理者が存在しています。所有者が不明なため池でも73%は管理者が存在しており、所有者不明のため池は多いものの、地方自治体、地域の方々等により一定の管理がなされています。

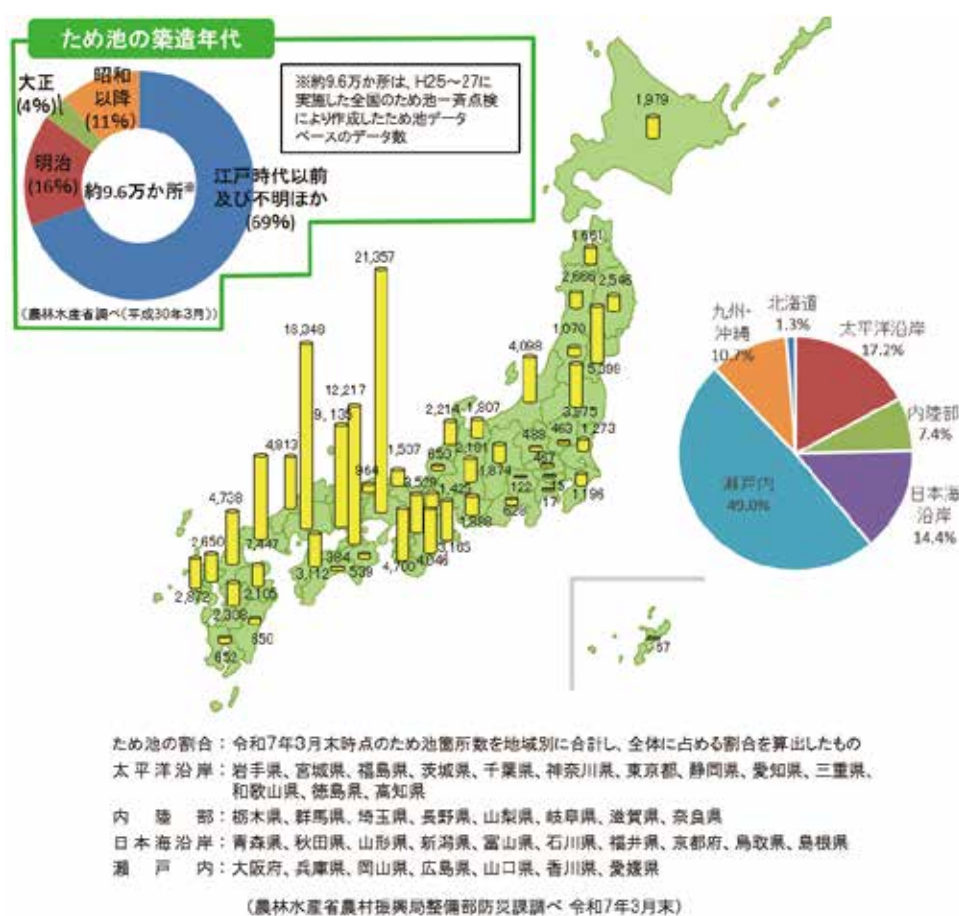
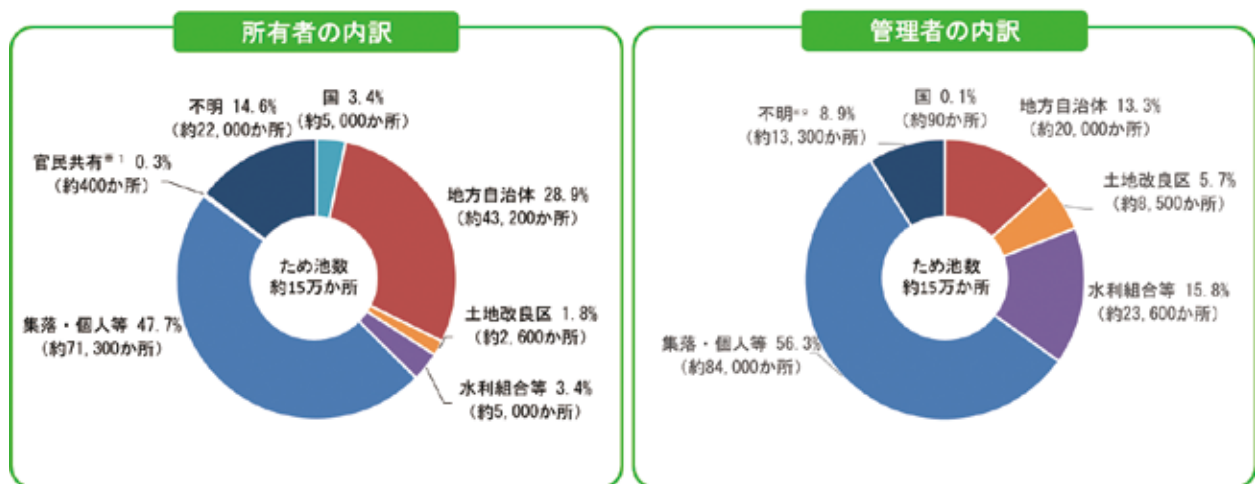


図-1 農業用ため池の箇所数と分布

表－１ 農業用ため池の県別箇所数

箇所数順					
1	兵庫県	21,357	25	愛知県	1,898
2	広島県	16,348	26	長野県	1,874
3	香川県	12,217	27	富山県	1,807
4	岡山県	9,135	28	青森県	1,661
5	山口県	7,447	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,399	30	滋賀県	1,425
7	島根県	4,813	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,738	32	千葉県	1,196
9	和歌山県	4,700	33	山形県	1,070
10	新潟県	4,098	34	鳥取県	964
11	奈良県	4,046	35	鹿児島県	652
12	福島県	3,975	36	福井県	650
13	大阪府	3,529	36	宮崎県	650
14	三重県	3,165	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,112	39	徳島県	539
16	長崎県	2,872	40	群馬県	488
17	秋田県	2,666	41	埼玉県	467
18	佐賀県	2,650	42	栃木県	463
19	岩手県	2,546	43	高知県	384
20	熊本県	2,308	44	山梨県	122
21	石川県	2,214	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,181	46	神奈川県	17
23	大分県	2,105	47	東京都	15
24	北海道	1,979			149,417

（農林水産省農村振興局整備部防災課調べ 令和7年3月末）



（農林水産省農村振興局整備部防災課調べ（令和7年3月末時点））

※1 所有者のうち「官民共有」は、農業用ため池の池数と堤体の所有者において、民間と行政（国又は地方自治体）が混在。

※2 管理者のうち「不明」は、農業用ため池の届出時に「管理者欄」が空欄となっているものを含む（こうしたため池の多くは所有者が管理を行っているものと思われる。）。

図－２ 農業用ため池の所有者及び管理者

しかし、これらのため池の中には、豪雨や地震により堤体が決壊し、下流の住宅や公共施設などに被害を及ぼすおそれのあるものが含まれております。

近年、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化し、それに伴いため池の被災が増加傾向にあり、直近10年間（2015（平成27）年～2024（令和6）年）における被災原因を見ると全体の約90%

が豪雨によるものです。さらに、ため池堤体の決壊に限ると、その原因は100%豪雨によるものであり、豪雨対策の重要性が極めて高いことが分かります。2018（平成30）年7月豪雨では、西日本を中心に2府4県で32か所のため池が決壊し、死者1名を含む甚大な被害が発生しました。

3. 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の 施行状況の点検・検証

ため池工事特措法の附則第３項に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進のあり方については、この法律の施行後５年を目処として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、本法施行５年後となる２０２５（令和７）年に点検・検証を実施いたしました。

点検・検証は、２０２５（令和７）年１月から２月にかけて、ため池工事特措法の施行状況、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の実施状況について、全ての都道府県と、農業用ため池及び防災重点農業用ため池の数が多い市町村（２２８市町村）に対しアンケート調査を実施しました。また、同年６月に「防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施工状況の点検・検証に係る委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、①ため池工事特措法の施行状況、②防災重点農業用ため池の防災・減災対策の実施状況

について、これまでの対応状況や上記アンケートの結果等を説明し、委員会から意見をいただきました。

（１）ため池工事特措法の施行状況

１）防災重点農業用ため池の指定等

- ・２０２５（令和７）年３月末時点、全国１４９，４１７か所の農業用ため池のうち、５２，３８０か所が防災重点農業用ため池に指定されています。（表－２参照）

２）推進計画

- ・全ての都道府県において、２０２１（令和３）年４月末までに防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しており、４６都道府県において公表されています。

３）都道府県の援助

- ・全ての都道府県において、防災工事等を実施する者を援助するため、技術的な指導・助言、研修、防災工事等の実施に関する基準の作成

表－２ 防災重点農業用ため池の指定箇所数



都道府県名	箇所数
北海道	119
青森県	384
岩手県	693
宮城県	524
秋田県	1,049
山形県	356
福島県	1,367
茨城県	36
栃木県	177
群馬県	195
埼玉県	245
千葉県	383
東京都	7
神奈川県	2
山梨県	89
長野県	678
静岡県	438
新潟県	647
富山県	543
石川県	1,176
福井県	370
岐阜県	1,306
愛知県	1,011
三重県	1,012

※ ２０２５（令和７）年３月末現在。

都道府県名	箇所数
滋賀県	466
京都府	614
大阪府	2,352
兵庫県	6,121
奈良県	964
和歌山県	1,877
鳥取県	301
島根県	1,368
岡山県	3,994
広島県	6,753
山口県	1,211
徳島県	362
香川県	3,099
愛媛県	1,737
高知県	210
福岡県	3,469
佐賀県	1,402
長崎県	716
熊本県	826
大分県	1,021
宮崎県	419
鹿児島県	246
沖縄県	45
合計	52,380

等を実施しています。また、2026（令和8）年2月末時点、42道府県においてため池サポートセンターが設立されています。

4) 財政上の措置

- ・2021（令和3）年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」を創設し、推進計画に基づく防災工事等の実施に要する費用を定率や定額で補助しています。また、緊急性が高い防災工事の補助率を50%から55%に嵩上げするとともに、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、実施計画策定等に対しては定額で補助しています。
- ・また、農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）において、都道府県、市町村等に対して、防災重点農業用ため池の廃止工事や現地パトロール、ため池管理者等に対する技術的な指導等に要する費用を定率や定額で補助しています。

5) 地方債についての配慮

- ・「防災重点農業用ため池緊急整備事業」で実施する防災重点農業用ため池の防災工事の地方交付税措置率を、2025（令和7）年度末まで通常の20%から45%に引き上げしています。

6) アンケート調査結果

- ・全ての都道府県及び97%の市町村がため池工事特措法による財政上の措置を「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答する一方、約6割の都道府県及び約4割の市町村は、「更なる補助率の嵩上げ」等を要望しています。
- ・地方債についての特別な配慮についても、全都道府県及び99%の市町村が「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答し、併せて「延長は必要である」と回答しています。また、全ての都道府県が「充当率・交付税措置率の更なる引き上げ」を要望しています。

7) 委員会によるため池工事特措法施行状況のまとめ

- ・ため池工事特措法に基づく基本指針や推進計画の作成、防災重点農業用ため池の指定、財政上の措置、地方債の配慮等について、適切に施行されていると考えられる。
- ・アンケート結果からも、ため池工事特措法が施行されたことを評価（「どちらかといえば評価」を含む。）しており、財政上の措置や地方債の配慮についても高い評価となっている。
- ・一方、2025（令和7）年度が期限となっている地方債の配慮については、全ての都道府県及び99%の市町村が「延長は必要である」としているほか、充当率・交付税措置率の更なる引き上げを求める意見もあり、検討が必要であると考えられる。

(2) 防災重点農業用ため池の防災・減災対策の実施状況

1) 推進計画の目標に対する防災工事等の進捗状況

- ・「防災工事等推進計画」に沿って、優先度の高いものから防災工事等を集中的かつ計画的に推進しています。また、ため池ごとの防災工事の要否を判断するために、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価等を実施しており、劣化状況評価は80%、地震・豪雨耐性評価は70%の進捗率となっております。（表-3参照）

2) 防災工事等の進捗状況に対する評価（アンケート調査による）

①劣化状況評価の進捗状況

- ・85%の都道府県が、劣化状況評価の進捗状況について、「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答しています。

表-3 防災重点農業用ため池の評価・防災工事等の実施状況

【防災重点農業用ため池：約52,000か所※¹】〈評価：約50,700か所※⁴〉

項 目	特措法期間末(2030(R12)年度)までの評価箇所数※ ¹	2024(R6)年度までの評価済み箇所数(進捗率)	防災工事が必要な箇所数
劣化状況評価を実施するため池	約28,700	約23,000(80%)	約 9,800(43%)
劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施するため池※ ³	約22,000	約15,300(70%)	約13,400(88%)
合計	約50,700	約38,300(76%)	約23,200(61%)

〈工事：約9,000か所〉

項 目	特措法期間末(2030(R12)年度)までの工事着手予定数※ ²	2024(R6)年度までの工事着手済み箇所数	進捗率
防災工事を実施するため池	約6,700	約3,300	49%
廃止工事を実施するため池	約2,300	約1,500	65%
合計(防災工事+廃止工事)	約9,000	約4,800	53%

※¹ 2025(令和7)年3月末時点。※² 評価箇所数については2025(令和7)年3月末時点、工事着手予定数は土地改良長期計画等の指標の分母としている2024(令和6)年3月末時点の各都道府県が作成する防災工事等推進計画を集計したもの。※³ 地震・豪雨耐性評価は、優先度が高いため池(浸水区域に防災拠点施設や緊急輸送道路があるもの、または周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの)において実施。※⁴ 防災重点農業用ため池約52,000か所のうち、既に廃止することが決定している約1,300か所は評価対象外。

②地震耐性評価・豪雨耐性評価の進捗状況

- ・地震耐性評価については75%、豪雨耐性評価については79%の都道府県が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答しています。

③防災工事、廃止工事の進捗状況

- ・防災工事については約4割、廃止工事については約5割の都道府県が「順調に進んでいる」又は「どちらかといえば順調に進んでいる」と回答しています。

④その他

- ・2021(令和3)年度以降に防災工事及び廃止工事を実施した全ての都道府県及び市町村が、工事の実施に当たり、配慮の必要な動植物は一時的な移動や、生物のすみかとなる水域の一部を残すなど、環境との調和に配慮しています。
- ・2025(令和7)年3月末時点で、約98%の防災重点農業用ため池でハザードマップ等を作成済みです。また、遠隔監視機器として防

災重点農業用ため池の1,193か所に水位計、844か所に監視カメラを設置しました。

- ・国による技術支援として、土地改良事業設計指針「ため池整備(2015(平成27)年5月)」、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き(2021(令和3)年3月)」、「農業用ため池遠隔監視機器導入の手引き(2025(令和7)年10月)」等を作成し、都道府県、市町村等に周知しました。

3) 委員会による防災重点農業用ため池の防災・減災対策の実施状況のまとめ

- ・劣化状況評価、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の進捗率はそれぞれ80%、70%となっており、一定の進捗がみられる。
- ・廃止工事の進捗率も65%と一定の進捗がみられる。
- ・防災工事の進捗率は49%となっている。
- ・防災工事や廃止工事の加速化に当たっては、必要な予算の確保のほか、優先度の高い防災重点農業用ため池の先行実施、国営事業による実施等が求められる。

・防災工事及び廃止工事の円滑な実施のために、技術的支援の充実が求められるほか、新技術や情報化施工技術の活用も有効であると考えられる。

(3) 点検・検証結果

2026（令和8）年3月、委員会による点検・検証の結果が示され、「ため池工事特措法の制定により、防災工事や廃止工事の実施に関する基本的な方針が示され、財政上の措置や地方債についての配慮がなされたことで、各地で防災工事や廃止工事が進展。洪水吐きの拡幅などを通じて豪雨被害の防止に寄与するなど、顕著な効果を発現している。このため、現時点においてため池工事特措法は改正する必要がないと考えられる。」との意見をいただきました。

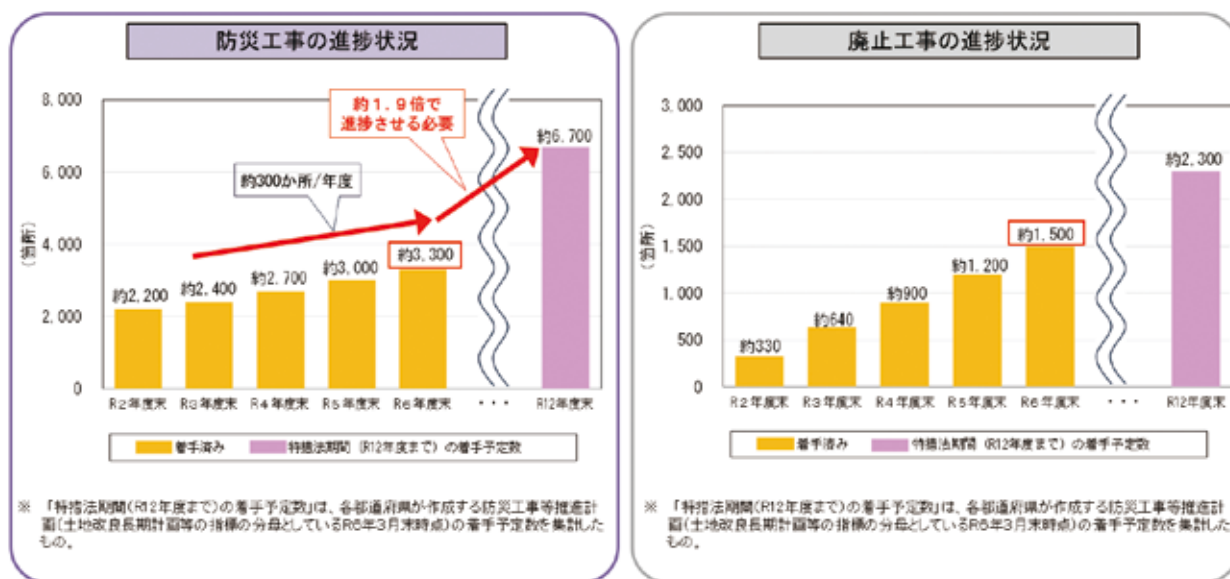
併せて、「ため池工事特措法の期限は2030（令和12）年度までとなっているが、今後の防災重点農業用ため池の防災工事等の進捗に鑑み、適切な時期に期限延長の必要性について検討願いたい。」との意見もいただいております。

また、以下の課題も示され、防災重点農業用ため池の防災・減災対策がより一層適切に進捗するように、5つの提言をいただきました。

【課題】

- ・劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の進捗に伴い、防災工事・廃止工事の対象となるため池数が増加。また、物価上昇等の影響により工事単価が上昇しているため、実施可能な事業量に影響を及ぼしている。
- ・2024（令和6）年度末時点の予定箇所数に対する進捗は、廃止工事では順調である一方、防災工事は令和3～6年度までの約1.9倍の進捗率で着手する必要がある、更なる加速化が必要である。（図4参照）
- ・地方公共団体へのアンケート調査では、防災工事等の推進にあたり、行政の技術者不足、十分な予算の確保、地元関係者との調整等が課題との回答が寄せられた。

- 地震、豪雨等の耐性評価の結果、2024（令和6）年度末時点で防災工事が必要と判断されたため池は約23,200か所。そのうち特措法期間（2030（令和12）年度まで）の防災工事、廃止工事の着手予定数はそれぞれ約6,700か所、約2,300か所。
- 2024（令和6）年度までに、防災工事約3,300か所、廃止工事約1,500か所が着手済み（工事完了箇所を含む）。



図ー4 防災重点農業用ため池の防災工事・廃止工事の実施状況

【提言】

①防災工事等に要する費用の財政上の支援

- ・物価上昇を踏まえた予算の確保と、補助率嵩上げや定額支援等による補助事業制度の充実に努めること。また、地方財政措置の令和８年度以降の拡充を図ること。

②防災工事等に関する制度の改善や活用推進

- ・防災工事を加速化させるため、国営事業においても防災重点農業用ため池の防災工事を推進すること。
- ・老朽化対策や地震対策も考慮の上、豪雨対策の先行実施（段階的整備）を推進すること。また、参考となる手引き等を作成すること。
- ・必要に応じて、土地改良法に基づく急施の防災事業を活用すること。
- ・所有者不明土地への対応の参考とするため、法的手段を活用して工事着手した取組事例集を公表すること。

③防災工事等の適切な実施に向けた積算等の改善と技術的支援の充実

- ・受注業者の人員不足、良質な土質材料の不足等に対応するため、ベントナイトシート工法、プレキャスト底樋等の新技術や情報化施工技術の活用等を推進し、必要な技術指針等を充実させるとともに、業務の効率化に資する技術的支援を充実させること。
- ・適正な工事価格となるよう、ため池工事の独自歩掛を制定すること。
- ・発注者の人員不足や技術力向上に対応するため、現場技術業務の積極的な活用や各都道府県の土地改良事業団体連合会による技術支援を促進すること。

④防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化

- ・水位計等の遠隔監視機器の設置等、防災工事が必要と評価された防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化や、防災重点農業用た

め池の劣化の進行を抑制する観点から、ため池サポートセンターによる点検の強化を推進すること。

- ・防災重点農業用ため池のハザードマップが適切に記載されているか適宜点検・更新するように努めること。

⑤その他の留意事項

- ・劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の結果について、必要に応じて地域住民への周知に努めること。
- ・利用されていない防災重点農業用ため池の早期の廃止に努めること。また、廃止工事の実施に当たっては、下流域への影響等を確認すること。
- ・大規模災害発生後に、ため池決壊などの甚大な被害が生じた場合は、緊急点検や復旧工法の検討に関する技術支援のために MAFF-SAT を派遣し、円滑な復旧に努めるとともに、把握した被害状況等に基づき被災要因の分析を実施し、防災工事の必要性について啓発すること。
- ・農業用ため池管理保全技士制度による技術支援を強化すること。

４．委員会の提言に対する国等の取組

委員会からの提言に対する国等の取組は以下のとおりです。

１）防災工事等に要する費用の財政上の支援

１-１ 第１次国土強靱化実施中期計画に基づく予算の確保

- ・2025（令和７）年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」において、「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」の関連施策として、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」を位置付け、ハード対策・ソフト対策の目標を設定しました。

1-2 防災重点農業用ため池に係る地方財政措置

- ・2025（令和7）年度までとなっている地方財政措置を、ため池工事特措法期限である2030（令和12）年度まで延長しました。また、2026（令和8）年度以降の起債措置を拡充し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策と同水準にしました。
- ・緊急自然災害防止対策事業債の継続と併せ事業費の要件緩和も継続しました。

2）防災工事等に関する制度の改善や活用推進

2-1 国営事業によるため池の防災工事の加速化

- ・2025（令和7）年度、国営総合農地防災事業の「防災重点農業用ため池緊急整備型（2021（令和3）年創設）」の実施要件を見直すとともに、2026（令和8）年度に一層の加速化を図るため「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設しました。

2-2 豪雨対策の先行実施（段階的整備）の推進

- ・先行整備（段階的整備）による効果発揮事例等の先進事例や導入に当たっての考え方等を取りまとめた手引きを作成し、先行整備を推進します。

2-3 土地改良法の改正による急施の防災事業の推進

- ・過去の土地改良法改正において急施の防災事業の制度を創設・拡充し、原則として受益農家の費用負担や同意を求めずに地震対策、豪雨対策に係る防災工事が実施可能です。さらに、2025（令和7）年4月の土地改良法改正により、老朽化対策に係る防災工事を追加しました。

2-4 所有者不明土地において法的手段を活用した防災工事等の推進

- ・所有者不明土地における農業農村整備事業の

民法等に基づく対応実績や、ため池管理保全法に基づく代執行を行った実績等を、農水省HPで事例集として公表しました。

3）防災工事等の適切な実施に向けた積算等の改善と技術的支援の充実

3-1 積算歩掛等の見直しによる工事の円滑な実施

- ・2022（令和4）年度からため池工事の諸経費を設定しました。また、2023（令和5）年度から独自歩掛の制定に向け、歩掛調査に着手しています。

3-2 現場技術業務等による協議・調整、施工管理等の外注の促進

- ・市町村・土地改良区等における技術職員の不足を踏まえ、2022（令和4）年の土地改良法の改正により、土地改良事業の工事等（調査・計画・設計、工事の発注、進捗管理等）の実施に係る一連の業務を土地改良事業団体連合会へ委託することが可能になりました。

3-3 ため池防災工事に関する技術的支援の充実

- ・受注業者の人員不足、良質な土質材料の不足に対応するため、新技術や情報化施工の導入を促進するため、必要な技術指針等を整備するとともに、業務の効率化に向け、農研機構農業工学研究部門の専門家からの最新の情報提供等の技術的支援を充実させます。

4）防災重点農業用ため池の管理・監視体制の強化

4-1 ため池サポートセンターによる点検強化

- ・ため池サポートセンターによる、ため池管理者等への指導・助言や現地パトロール等により、ため池の決壊リスクの低減を図ります。

4-2 ハザードマップ等の作成・周知

- ・全国の防災重点農業用ため池のハザードマッ

プ等の作成率 98%となっています。全ての防災重点農業用ため池でハザードマップ等の作成を目指します。

4-3 遠隔監視機器の設置の推進

- ・遠隔監視機器の設置、通信費等への財政支援及び優良事例の横展開を実施しており、2025（令和 7）年 10 月には、「農業用ため池遠隔監視機器導入の手引き」を作成し、農水省 HP で公表しました。

5) その他の留意事項

5-1 改良復旧による防災工事の実施

- ・原形復旧だけでなく、再度災害の防止に向けて災害関連事業も組み合わせるなどして、効率的・効果的な改良復旧に取り組みます。

5-2 ため池を含む農地・農業用施設の被災に対する技術支援（MAFF-SAT の派遣）

- ・ため池を含む農地・農業用施設等が被災した際、MAFF-SAT として被災自治体に職員を派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援します。

5-3 農業用ため池管理保全技士制度の強化

- ・農業用ため池の管理及び保全、調査・設計等に係る技術者の養成を目的として、（公社）土地改良測量設計技術協会において、2021（令和 3）年度に「農業用ため池管理保全技士制度」を創設し、2022（令和 4）年度から同資格試験を実施し、2025（令和 7）年 4 月現在、資格登録者数は 775 名です。

- ・今後、同制度の取得・活用を推奨し、ため池の所有者、管理者に対し、施術的支援を強化します。

5. おわりに

この度の点検・検証において、図 4 に示すとおり、「防災工事はこれまでの約 1.9 倍の進捗率で着手する必要がある。」とされました。ため池工事特措法の期限内での目標達成は非常に重要ですので、更なる加速化を図る必要があります。そのためには更なる予算の確保が重要になりますが、現状、予算には限界があります。限られた予算の中で防災工事を加速化させるためには、豪雨対策を地震対策に先行して整備（段階的整備）することが有効な手段であると考えております。

また、設計、施工における技術者不足も深刻な課題です。耐震対策が必要と評価された場合、耐震対策に係る調査、設計には一定の期間が必要であり、防災工事の実施までに相当の時間を要しています。これまで大規模なため池を中心に防災工事が実施されてきており、今後は小規模ため池へとシフトしていく中で、加速化を図る観点からも、小規模ため池の簡易な照査や施工方法の検討を行いたいと考えております。また、どれだけ予算を確保しても工事が発注できなければ意味がありませんので、工期短縮に繋がるプレキャスト製品の導入や新技術の活用等も積極的に推奨したいと考えております。

防災重点農業用ため池の防災工事の一層の促進にむけ、引き続き、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。